

第2期加東市教育大綱

令和3年3月

■ ■ ■ 目 次 ■ ■ ■

§ 1 第 2 期加東市教育大綱の策定に当たって P. 1

- ① 大綱策定の趣旨 (P. 1)
- ② 大綱の位置付け (P. 1)
- ③ 大綱の対象期間 (P. 1)

§ 2 第 1 期加東市教育大綱の振り返り P. 2

§ 3 基本理念と基本方針 P. 6

基本理念「人間力の育成」～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進

～学びの連続性を大切にした教育の充実～

- ① 「確かな学力」の育成 (P. 7)
- ② 夢や志を持ち挑戦する力の育成 (P. 7)
- ③ 「豊かな心」の育成 (P. 8)
- ④ 「健やかな体」の育成 (P. 8)
- ⑤ インクルーシブ教育の充実 (P. 8)
- ⑥ 幼児教育の充実 (P. 9)

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

- ① 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上 (P. 10)
- ② 家庭・地域の力を生かした教育の充実 (P. 10)
- ③ 学校施設の整備と就学支援 (P. 10)

基本方針Ⅲ 人生 100 年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

- ① 多様な学習機会の充実 (P. 11)
- ② 人権教育・啓発の推進 (P. 11)
- ③ 文化芸術の振興 (P. 11)
- ④ 文化財の保護と活用・継承 (P. 11)
- ⑤ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 (P. 12)
- ⑥ 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営 (P. 12)
- ⑦ 図書館サービスの充実 (P. 12)

§ 4 第 2 期加東市教育大綱の検証と見直し P. 13

§ 1 第2期加東市教育大綱の策定に当たって

① 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされたことから、平成28年7月に「加東市教育大綱」（以下「第1期大綱」という。）を策定しました。そして、加東市教育委員会と緊密に連携しながら様々な教育施策を展開することで、第1期大綱の基本理念である「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」の実現に取り組んできました。

第1期大綱の対象期間が令和2年度をもって終了することから、社会や教育環境の変化を見ずえるとともに、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、本市が目指す教育の基本理念と基本方針を示す「第2期加東市教育大綱」（以下「第2期大綱」という。）を策定します。

② 大綱の位置付け

第2期大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱であり、第2次加東市総合計画に関連する個別計画として位置付けます。

③ 大綱の対象期間

第2期大綱の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

§ 2 第 1 期加東市教育大綱の振り返り

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間、第 1 期大綱の基本理念の実現に向け、5 つの基本方針に沿って取組を進めてきました。

基本方針 I 小中一貫教育をとおして自立した子どもを育む学校教育の充実

小中一貫教育¹の推進については、義務教育 9 年間を通じた教科カリキュラムの作成とともに、学校間発表会や校外学習の合同開催による小学校間の連携、出前授業や児童会・生徒会の交流による小中学校間の連携に取り組みました。今後は、東条地域と同様に、社地域、滝野地域においても、系統性・連続性のある教科カリキュラムの実践や、小学校間、小中学校間のより効果的な連携を進め、小中一貫教育の取組をさらに進めていく必要があります。

英語教育の推進については、かとう英語ライセンス制度²、実用英語技能検定（英検）の検定料助成、加東わくわく英語村³等、本市独自の取組を行い、英検受検者の増加や英語によるコミュニケーションに対する意欲や自信の向上など、一定の成果が得られました。今後も、グローバル化の進展に伴い、国際社会の中で活躍できる人材の育成がますます求められることから、教員の指導力の向上、コミュニケーションを重視した英語授業、小中一貫した英語教育の充実が喫緊の課題となっています。

I C T⁴機器を活用した教育の推進については、一人 1 台の学習者用端末を整備するとともに、電子黒板⁵やデジタル教科書を活用することで、教員の指導や子どもたちの発表等を補完し、学習内容の確かな理解を図りました。今後は、授業や家庭学習のさらなる充実のため、一人 1 台の学習者用端末の効果的な活用方法を研究するとともに、教員の I C T 活用指導力⁶をより一層向上させることが課題となっています。

-
- 1 小中一貫教育** 小学校と中学校が、「めざす子ども像」を共有し、義務教育 9 年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性のある指導を行う教育のことです。
 - 2 かとう英語ライセンス制度** 子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする本市独自の制度のことです。本市が作成した教材「加東市レッスブック」を授業や家庭学習で活用して力を付けるとともに、スピーキングテストを含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して英語力を評価し、学習の励みとするものです。
 - 3 加東わくわく英語村** 子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性などを身に付けることを目的とする本市独自の事業のことです。夏季休業中に、英語指導助手(ALT)との活動を通して、英会話や異文化について学びます。
 - 4 I C T** Information and Communication Technology(情報通信技術)の略です。IT(情報技術)に、情報通信を表す Communication(コミュニケーション)を加えたものです。
 - 5 電子黒板** パソコンの画像をディスプレイに映し出し、文字や絵の書き込み、文字や画像の移動や拡大・縮小などができる機器です。
 - 6 教員の ICT 活用指導力** ①教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力、②授業中に ICT を活用して指導する能力、③子どもたちの ICT 活用を指導する能力、④情報モラルなどを指導する能力、⑤校務に ICT を活用する能力のことです。

基本方針Ⅱ

「生きる力⁷」としての「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進

「確かな学力」の育成については、家庭学習時間の増加、自主学習への取組において成果が見られましたが、自主的・主体的に学習に取り組む力の向上が課題となっていることから、その力を向上させていく必要があります。

ふるさと加東を愛する心の醸成については、ふるさと学習「かとう学⁸」の副読本を作成しました。今後は、ふるさと学習「かとう学」を教科横断的な取組に発展させていくことが必要です。

防災教育の充実については、避難訓練の実施や、防災教育副読本「明日に生きる」の活用など、過去の災害の教訓を風化させない工夫をした防災教育を実施しました。今後も、防災教育を推進し、災害時に主体的な行動をとる力を育成する必要があります。

食育の推進については、兵庫県立社高等学校生活科学科や地元生産者と連携し、「かとう和食の日⁹」の取組や地産地消¹⁰を進めました。今後は、子どもたちが健康に良い食生活を自ら選択し、実践していく力を身に付けることが必要です。

インクルーシブ教育¹¹の充実については、発達サポートセンター「はぴあ」を開設し、「幼児期から就労まで」の生涯を見通して、一人ひとりの特性やニーズに合わせた支援を行いました。今後は、市民の障害に対する理解を深め、関係機関が共通理解のもと一貫した支援の充実をさらに図る必要があります。

⁷ **生きる力** 変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「知・徳・体のバランスのとれた力」のことです。「知・徳・体」とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断・表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力のことです。

⁸ **かとう学** 子どもたちが郷土への愛着を深め、より良い地域づくりに向けて主体的に行動できる力を養うため、地域の人、もの、ことを「かとう学」として教材化するとともに、副読本にまとめ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動で活用することで、本市の歴史や文化等を学びます。

⁹ **かとう和食の日** ユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることや記念日に制定されていることから、11月24日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めています。

¹⁰ **地産地消** 地域で生産された農産物をその地域で消費することです。

¹¹ **インクルーシブ教育** 人間の多様性の尊重や障害者社会参加を目的として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことです。

基本方針Ⅲ 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

教育環境（学校施設）の充実については、小中一貫校の整備に取り組みました。東条地域小中一貫校は、令和3年4月から義務教育学校¹²の東条学園小中学校として開校するとともに、令和3年中の新校舎完成を目指して整備を進めます。社地域小中一貫校は、開校に向けて、令和2年度に基本・実施設計に着手しました。滝野地域小中一貫校は、開校を目指し、準備を進めています。既存の学校施設についても、小中一貫校の準備の進捗と調整を取りながら、計画的に修繕等を行い、教育環境の改善を図りました。

幼児教育の充実については、保育所の認定こども園¹³化を促進するとともに、「加東みらいこども園」を開園し、就学前教育の充実と保育の量的拡大を図りました。今後は、子育て家庭の多様なニーズに応じたサービスの提供が求められています。

国立大学法人兵庫教育大学（以下「兵庫教育大学」という。）との連携強化については、高齢者大学での学長の講演や大学施設の借上、本市の各種審議会・会議への大学教職員の参画、加東スタディライフ¹⁴や地域子ども教室での大学生及び大学院生による子どもたちへの学習支援などを行いました。今後は、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民と大学生及び大学院生との交流の機会を増やし、本市と兵庫教育大学との連携をより強化していくことが課題となっています。

基本方針Ⅳ 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

生涯学習の推進については、市民一人ひとりの様々な学びの機会として、チャレンジスクール、成人式、高齢者大学などの事業を展開し、生きる喜びや感動を味わうことができるような仕組みづくりに努めました。また、地域で活動する団体・サークルへの支援を通して、文化・芸術、スポーツの振興を図りました。今後は、多様な学びのニーズがある中で、市民誰もが手軽に学びの機会を得て、気軽に集うことができる「居場所」づくりが課題となっています。

¹² **義務教育学校** 学校の校種として、小学校、中学校、義務教育学校などがあり、義務教育学校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一つの学校として一貫して行います。その小学校課程を前期課程、中学校課程を後期課程と言います。

¹³ **認定こども園** 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)や、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設のことで。

¹⁴ **加東スタディライフ** 本市独自の自主学習を支援する事業のことで。教員免許保有者、教員を目指す学生等の地域人材を指導員として、夏季・冬季休業中にそれぞれ小学校5・6年生、中学校3年生を対象(義務教育学校における該当学年を含む)に、各学校施設に自主学習室を設けて学習の機会を提供しています。

基本方針Ⅴ 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

「豊かな心」の育成を目指し、体験活動や道徳教育の充実を図り、教育活動全体を通じて自尊感情¹⁵を高め、「やさしさ」や「思いやり」の醸成に取り組みました。あわせて、子どもたちに関わる教員や保護者を対象とした研修会やセミナーを開催し、人権意識の向上を図りました。しかし、不登校児童生徒の増加が大きな課題であり、個に応じた具体的な支援と、新たな不登校児童生徒を生まない学校・学級づくりが必要となっています。

また、在住外国人の増加に伴い、日本語教育が必要な外国人児童生徒が増えており、その児童生徒と保護者に対する学習や生活の支援体制を整備することが課題となっています。

¹⁵ 自尊感情 自分をかけがえのない存在と考える感情や自分を価値ある存在だと肯定的にとらえる気持ちです。

§ 3 基本理念と基本方針

第2期大綱の基本理念を「人間力の育成」とし、「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」の実現を目指します。

また、基本理念を実現するために、3つの基本方針と必要な施策を定めます。

基本理念 「人間力の育成」
～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進
～学びの連続性を大切にした教育の充実～

- ① 「確かな学力」の育成
- ② 夢や志を持ち挑戦する力の育成
- ③ 「豊かな心」の育成
- ④ 「健やかな体」の育成
- ⑤ インクルーシブ教育の充実
- ⑥ 幼児教育の充実

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

- ① 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上
- ② 家庭・地域の力を生かした教育の充実
- ③ 学校施設の整備と就学支援

基本方針Ⅲ 人生100年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

- ① 多様な学習機会の充実
- ② 人権教育・啓発の推進
- ③ 文化芸術の振興
- ④ 文化財の保護と活用・継承
- ⑤ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ⑥ 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営
- ⑦ 図書館サービスの充実

基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

①「確かな学力」の育成

市民が教育において期待していることは、子どもたちが「確かな学力」を身に付けることであると捉えています。

子どもたちが、自主的・主体的に学習に取り組む力を身に付け、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むため、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した小中一貫教育を通して、「確かな学力」を育成していきます。

また、グローバル化の進展に伴い、国際社会の中で活躍できるよう、外国人とのコミュニケーションや異文化を理解する精神の育成が求められており、英語によるコミュニケーション能力の向上が不可欠であることから、小学校¹⁶から中学校¹⁷まで一貫した英語教育によって、中学校卒業時には臆することなく英語で日常会話ができる生徒の育成を目指します。

さらに、情報化の進展や新型コロナウイルス感染症等の拡大に備え、一人1台の学習者用端末などの情報機器の活用により、授業と家庭学習の充実を図り、子どもたちが情報や情報機器を主体的に選択し、活用する能力を育成します。

② 夢や志を持ち挑戦する力の育成

子どもたちの自然体験活動や社会体験活動の不足、コミュニケーション能力の低下が、子どもたちの人間形成に大きく影響するおそれがあります。

郷土の歴史や文化、伝統に触れながらその良さや課題点を学び理解する機会を設けること、本市のまちづくりを学び、自分たちの生活や暮らしとの関係性や影響を知ること、地域の中で主体的に行動できる力を養成します。そして、ふるさとへの愛着を深めることが重要であることから、地域の人材や資源を活用したふるさと学習「かとう学」を実施し、ふるさと加東を愛する心を醸成します。

また、各教科の授業、学校行事等において、小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行います。そして、学ぶこと、働くこと及び生きることの尊さを実感し、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができる体験活動や校外学習の充実を図ることで、子どもたちの主体性及び創造性を高め、キャリア教育の実践を通して、夢や志を持って新しいことに挑戦する力を育成していきます。

¹⁶ 小学校 §3において、「小学校」には義務教育学校における小学校課程(前期課程)を含みます。

¹⁷ 中学校 §3において、「中学校」には義務教育学校における中学校課程(後期課程)を含みます。

③「豊かな心」の育成

子どもたちの「豊かな心」の育成に当たっては、何よりも人権に対する正しい理解とあらゆる偏見を見抜く力を育成し、人権尊重を当たり前の社会意識として身に付けていく必要があります。

子どもたち一人ひとりが、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成するとともに、自尊感情を高め、自立心や責任感を培っていきます。

また、「安全・安心」を支える基本は、人と人々が支え合う地域を形成することであり、そうした「自助」「共助」の考えを身に付け、風水害や大地震などの発生の際には、自ら進んで行動する「減災の担い手」となるよう、子どもたちの助け合いやボランティア精神を育みます。

さらに、子どもの発達段階に応じ、他者と協働して何かを成し遂げる体験を通じて「豊かな心」を育成していきます。

④「健やかな体」の育成

不規則な食事や栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、睡眠不足等、様々な問題がある中で、健康に良い食生活や睡眠、運動習慣を自ら選択し、実践していく力を身に付けることが必要となります。

誰もが生涯にわたって生き生きと暮らすためには、「食」が重要であることから、健康寿命の延伸につながる望ましい食習慣の形成のための食育を推進します。食育の推進に当たっては、学校給食の果たす役割が非常に重要です。成長期における子どもたちの心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供することだけでなく、地域の食文化や伝統に対する理解や関心を深めます。そして、健全な食生活を営むことができる基礎を培うとともに、正しい食事のとり方や望ましい食習慣を身に付ける機会と捉え、魅力あるおいしい給食の提供に努めていきます。

加えて、子どもたちの体力・運動能力の向上を図るとともに、発達段階に応じた様々な遊びやスポーツの体験を通して、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感させることで運動習慣を身に付け、「健やかな体」を育成していきます。

⑤ インクルーシブ教育の充実

インクルーシブ教育の充実には、支援が必要な子どもたちに対して、自立と社会参加に向け、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導や支援が必要不可欠となっています。

支援が必要な子どもたちを早期に発見し、早期に介入し、早期に支援することで、その人らしく生活できる「自立」を目指すとともに、特性やニーズに応じた支援を充実す

るため、教育・福祉・保健・就労の業務を集約した発達サポートセンター「はぴあ」において、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した、切れ目のない支援を行います。

⑥ 幼児教育の充実

子育て家庭の多様なニーズに応じたサービスの提供が求められていることから、保育所及び認定こども園において、生活や遊びの体験を通し、心身の調和のとれた発達を図るとともに、幼児一人ひとりの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

また、幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであることから、発達段階に応じて、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう人権啓発プログラムを実施し、「やさしさ」や「思いやり」の醸成に取り組みます。

基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

① 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

子どもたちの抱える課題の解決のため、研修の充実による教職員一人ひとりの資質・能力の向上と、いじめ、暴力行為などの問題行動、不登校、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応に、校長のリーダーシップのもと、学校全体で取り組みます。

② 家庭・地域の力を生かした教育の充実

グローバル化や少子高齢化、都市化・過疎化等の社会の変化、核家族化による家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、情報技術の発展による人間関係のあり方など、子どもたちを取り巻く環境の変化への対応が求められていることから、保護者や子育て家庭を支える体制づくりを推進します。

さらに、学校行事の運営支援、部活動や学習活動の指導等、学校の教育活動に地域住民が参画することで、子どもたちが地域の中で多様な経験や学びを得られるよう、地域ぐるみで子どもを育てる環境をつくっていきます。

加えて、兵庫教育大学が立地している市としての優位性を十分に発揮していくため、本市の各種審議会・会議への大学教職員の参画、大学生及び大学院生による子どもたちへの学習支援等、これまでの取組を強化するとともに、市の取組に参加する大学生及び大学院生を増やすことで、市民と交流する機会を増やしていきます。

③ 学校施設の整備と就学支援

小中一貫教育を推進するため、社地域、滝野地域、東条地域それぞれに、小中一貫校を整備します。令和3年度に東条学園小中学校を開校し、順次、社地域小中一貫校、滝野地域小中一貫校を開校していきます。

既存の学校施設については、小中一貫校の整備スケジュールを踏まえ、適切に維持管理をすることで、安全・安心で快適な教育環境を維持します。あわせて、小中一貫校の開校により閉校となる学校施設について、地域住民との協議・調整を踏まえて活用方針を決定します。

また、家庭の経済的な事情に関わらず、学習の機会を保障するため、経済的な支援を必要とする子どもの保護者に対し、支援を行います。

さらに、外国人住民の増加に伴い、日本語教育が必要な外国人児童生徒が増加していることから、日本語教育が必要な外国人児童生徒及びその保護者に対し、日本語教育支援や相談員・サポーターの派遣を行い、コミュニケーションの円滑化、学校生活への適応を図ります。

基本方針Ⅲ 人生100年時代¹⁸の到来を見ずえた生涯学習の推進

① 多様な学習機会の充実

多種多様な学びのニーズに応じていくためには、学びの機会の充実とともに、地域の拠点、コミュニティの「場」をつくっていく必要があります。

子どもから高齢者までライフステージに応じた学びの機会を提供し、仲間と集まり、つながりながら楽しく学び、活動ができる「居場所」づくりに取り組みます。あわせて、地域住民などによるサポーターの参画や、団体・サークルの活動への支援を通して、様々な活動の担い手となる人材の育成に努めます。

② 人権教育・啓発の推進

人は誰しも自分らしく、幸せに生きる権利を持っています。このような人権が尊重される社会の実現のため、部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決を目指した取組を推進していくことが必要です。

その解消に向け、家庭や学校、地域、職場において人権教育・啓発を推進し、市民一人ひとりが、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、生涯にわたって主体的に学び続けることで、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け、価値観の違いや多様性を認め合う共生社会の実現を目指します。

③ 文化芸術の振興

市民が生涯を通して身近に文化芸術にふれ、親しむことができるよう、個性豊かな地域の文化芸術活動を活発に行うことができる機会を提供する必要があります。

市民の文化芸術についての理解と関心が深まるよう、美術や踊り、合唱、楽器演奏など、子どもから高齢者までが活動できる場を提供するとともに、文化芸術活動に気軽に参加し、ふれあい、体験できる機会を確保します。

④ 文化財の保護と活用・継承

法律等に基づき文化財を適切に保護・保存し、継承するとともに、地域の貴重な財産として、市民に対して広くその価値や魅力を周知する必要があります。

市内の文化財、歴史や伝統などについて、価値を見極め、地域の貴重な財産として、

¹⁸ 人生100年時代 英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した言葉で、100歳を超えて生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。日本では、平成29年9月に「人生100年時代構想会議」が設置され、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討しています。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるのが重要な課題となっています。

適切に保護・保存するとともに、市民の理解を深め、郷土への愛着と誇りを培います。あわせて、加古川流域滝野歴史民俗資料館等を有効に活用し、市内外へ文化財の価値や魅力を発信するとともに、次代に引き継いでいきます。

⑤ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の健康増進、体力づくりや、スポーツを通じた市民相互の理解や親睦が深められるよう、子どもから高齢者までが自由に参加できる機会を提供する必要があります。

市民がそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめるよう、団体・サークル、関係機関と協力しながら機会を提供します。あわせて、多様化している市民のスポーツに対するニーズに対応するため、スポーツ推進員を確保するとともに、地域の指導者の育成を図ります。

⑥ 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

今後、社会教育施設及び社会体育施設の老朽化による維持管理経費の増加が見込まれることを踏まえ、数多くある施設をより効率的に管理・運営していく必要があります。

社会教育施設については、公共施設の適正化の取組を踏まえ、施設ごとの老朽度や効率性をしっかりと見定めるとともに、今後提供するサービスの必要性や内容を考えながら運営を行います。

社会体育施設については、指定管理者制度の採用や民間活力の導入、また、適正な利用者負担といった様々な方策により効率的な運営を行います。

⑦ 図書館サービスの充実

図書館は、市民に本との出会いや読書に親しむ機会を提供する場であるとともに、学びを促進し、市民の教育と文化の発展に寄与していくことが求められています。

時代の変化に伴い高度化・多様化している学びの目的や手法に対応するとともに、レファレンスサービス¹⁹の充実、図書館ネットワークの拡充により、市民がより利用しやすい図書館の運営に努めます。

また、幼児、小学生に絵本などの読み聞かせをする「おはなし会」や司書が選んだ図書を市立の小中学校や義務教育学校に届ける「おとどけ図書館」などにより、子どもたちと本との出会いを提供します。

¹⁹ レファレンスサービス 利用者の問合せに、図書館の資料を用いて答えを出す手助けをするサービス(調査・相談業務)です。

§ 4 第 2 期加東市教育大綱の検証と見直し

第 2 期大綱の取組状況については、毎年度、加東市総合教育会議において点検・評価、検証し、第 2 期大綱の実行性及び実効性を確保します。

また、教育環境が大きく変化した場合などは、加東市総合教育会議において協議・調整し、必要に応じて第 2 期大綱を見直します。